

宇陀市立病院

電子カルテシステム等の更新業務における

公募型プロポーザル実施要領

令和7年4月

宇陀市立病院

1. 目的

宇陀市立病院は、平成30年度に電子カルテシステムを中心とした病院情報システムを導入し、各部門システムも含め稼働している。導入から6年が経過しており、サーバや医療情報端末などの機器の老朽化も懸念されることから、令和7年度にシステムの更新を予定している。

次期電子カルテシステム等への更新にあたり、技術力、企画提案力、費用対効果、プロジェクトマネジメント力、実績等、総合的に優れたシステム構築業者をプロポーザル方式により選考する。

本プロポーザルに関する内容は以下のとおりとする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

宇陀市立病院 電子カルテシステム等更新業務

(2) 業務内容

別紙「電子カルテシステム等更新業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

宇陀市立病院(奈良県宇陀市榛原萩原815)

3. 参加資格

このプロポーザルの資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225条)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。但し、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合、及び民事再生法に基づく再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (2) 民事執行法(昭和54年3月30日法律第4号)による差押等金銭債権に対する強制執行、もしくは国税、地方税その他公課について滞納処分の執行を受け支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (3) 公告日現在において、宇陀市等の入札参加停止等措置要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 過去において、当院と同等(176床)以上の病院における電子カルテシステムの導入実績が複数あること。(提案するパッケージシステムの導入実績)
- (5) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務状況にあること。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (7) 公告日現在において、国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (8) 次のいずれにも該当しない者であること。
- ① 役員等(非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者。
 - ② 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - ③ 役員等が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者。
 - ④ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者。
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- (9) その他関係法令等を遵守すること。

4. スケジュール

契約締結までのスケジュールは、以下のとおりとする。

区分	項目	日程
資格 確認	公告	令和7年4月2日(水)
	仕様書等の交付期間	令和7年4月2日(水)～4月11日(金)
	参加申込書・実施要領の質問受付	令和7年4月2日(水)～4月9日(水)
	参加申込書・実施要領の質問回答	令和7年4月11日(金)
	参加申込書の提出期限	令和7年4月17日(木)
	参加決定通知書の送付	令和7年4月21日(月)
審査	企画提案書の提出期間	令和7年4月22日(火)～5月8日(木)
	企画提案書の質問受付	令和7年4月2日(水)～4月18日(金)
	企画提案書の質問回答	令和7年4月23日(水)
	プレゼンテーション	調整後、通知
	選考結果通知日	令和7年5月19日(月)
	業務委託契約の締結	令和7年5月30日(金) 予定
	選考結果等の公表	令和7年6月2日(月) 予定

5. 仕様書等の交付期間及び場所

このプロポーザルの公募に係る様式(第1号～第7―2号)、提案書作成要領、業務仕様書、要求仕様書等の交付については以下のとおりとする。

(1) 交付場所

宇陀市立病院のホームページ(<http://www.udacity-hp.jp>)からダウンロードするか、以下に記載の場所まで取りに来ること。

〒633-0298 奈良県宇陀市榛原萩原815

宇陀市立病院 情報システム管理課

電話 :0745-82-0381(代表)

(2) 交付期間

令和7年4月2日(水)から令和7年4月11日(金)17時00分まで

但し、宇陀市立病院情報システム管理課で交付する場合は、9時00分から17時00分まで(但し、土・日・祝日及び12時00分から13時00分は除く)

6. 質問の受付及び回答

(1) このプロポーザルに関する質問の受付期間

① 参加申込書・実施要領に関する質問

令和7年4月2日(水)から令和7年4月9日(水)の9時00分から17時00分まで

(但し、土・日・祝日及び12時00分～13時00分は除く)

なお、令和7年4月9日(水)は16時00分までの受付とする。

② 提案書(企画提案書、要求仕様書、見積書)に関する質問

令和7年4月2日(水)から令和7年4月18日(金)の9時00分から17時00分まで

(但し、土・日・祝日及び12時00分～13時00分は除く)

なお、令和7年4月18日(金)は16時00分までの受付とする。

③ 質疑は、質問書(様式第3号)の形式で作成し、電子メールにて提出すること。FAX、電話及び来院による直接の質問は受け付けない。

その際、電子メールの件名は、「【提案質問】(提案者名)(2桁通番)宇陀市立病院次期電子カルテシステム」としてください。

(件名の記載例:【提案質問】A社01宇陀市立病院次期電子カルテシステム)

担当課 : 宇陀市立病院 情報システム管理課

メールアドレス : hp-jouhou@city.uda.lg.jp

(2) 回答

質問内容及びそれに対する回答は電子メールにて行う。

① 参加申込書・実施要領に関する質問回答

令和7年4月11日(金)17時00分まで

② 企画提案書(要求仕様書や見積書含む)に関する質問回答

令和7年4月23日(水)17時00分まで

(3) 説明会

説明会は行わないが、現場確認を希望する場合は、あらかじめ担当課まで連絡すること。

7. 参加資格の確認等

(1) 参加申込み

このプロポーザルに参加される事業者は、以下により(2)の提出書類を提出すること。なお、資格確認のため、必要に応じ説明を求めたり、追加書類の提出を求めたりすることがある。

① 提出期間

令和7年4月17日(木)16時00分まで

② 提出方法

持参又は郵送(書留)とする。これ以外の方法で提出した場合は、受け付けない。

ア. 持参の場合

9時00分から16時00分間に提出すること。

(但し、土・日・祝日及び12時00分から13時00分の間は除く)

イ. 郵送の場合

提出期限必着とし、書留郵便により提出すること。

③ 提出場所

宇陀市立病院 情報システム管理課

(2) 提出書類

以下の書類を各1部提出すること。

- ① 参加申込書(様式第1号)
- ② 実績調書(様式第2号)及び契約実績が確認できる書類の写し
- ③ 所在地を証する書類(法人登記簿謄本等)
- ④ 直近過去2年間の貸借対照表、損益計算書
- ⑤ 法人税、消費税及び地方消費税についての納税証明書

※ 様式指定のないものは、任意の様式で構わない。

(3) 参加資格の確認通知

参加申込書等の提出を受け、参加資格要件を満たすか審査したのち合格と判定した者に対しては、その旨を通知する。不合格と通知した者に対しては、その旨を通知する。

8. 提案書等の提出

- (1) 令和7年4月21日(月)に参加資格確認の結果、合格者に参加決定通知書を送付する。合格者は以下により、(2)の企画提案書、要求仕様書提案書、見積書を提出すること。

① 提出期間

令和7年4月21日(月)から令和7年5月8日(木)まで

② 提出方法

持参又は郵送(書留)とする。これ以外の方法で提出した場合は、受け付けない。

ア. 持参の場合

9時00分から16時00分間に提出すること。

(但し、土・日・祝日及び12時から13時の間は除く)

イ. 郵送の場合

令和7年5月8日(木)必着とし、書留郵便により提出すること。

③ 提出場所

宇陀市立病院 情報システム管理課

(2) 提出書類

① 提案書提出届(様式第5号)

② 企画提案書

③ 要求仕様書の回答(対応可否)

④ 見積書(様式6-1号、様式6-2号、様式7-1号、様式7-2号)

見積書には、積算のわかる書類を添付すること。(様式任意)

詳細は提案書作成要領(別紙)のとおりとする。

(3) 提案書記載項目等

提案書作成要領(別紙)のとおりとする。必要に応じ、独自の提案を盛り込むことも可とする。

(4) 提出部数

企画提案書: 正本1部、副本22部

要求仕様書: 1部(Microsoft Excel 形式)

見積書(導入金額、7年間の保守金額): 各1部

(5) 記載要領及び留意事項

① 企画提案書は、原則としてA4版・横書き・左綴じで作成すること。必要に応じて、説明資料を折り込むことは可とする。

※両面印刷を原則とする。

② その他

ア. 提出後の追加及び変更は認めない。但し、プレゼンテーション当日に提案書を補足する最小限の説明資料を配付することは可とする。

イ. 作成に要する費用は受託希望者の負担とする。

ウ. 提出された書類は返却しない。

エ. プレゼンテーション前日までに宇陀市立病院から提案書の内容について説明を求める場合がある。

9. プレゼンテーション

(1) 日時及び場所

日時：具体的な日時については、追って連絡する。

場所：宇陀市立病院 北館5階(大会議室)

奈良県宇陀市榛原萩原815

※プレゼンテーションの参加者は、指定された時刻及び場所に必ず集合すること。

プレゼンテーション時刻に遅刻や欠席した場合は、原則として失格と見なす。

(但し、大規模災害、公共交通機関等の事故等により、真にやむを得ない理由がある場合は、この限りではない。)

※プレゼンテーションを辞退する場合は、令和7年5月8日(木)午前10時までに辞退届(様式第4号)を宇陀市立病院情報システム管理課まで提出すること。

(2) プレゼンテーションの方法

1社あたり40分以内のプレゼンテーションと概ね10分程度の質疑応答を実施する予定である。

(3) その他

当日までに当公告に示した参加資格がないと認められた場合は、プレゼンテーションに参加することができない。

10. 受託者の選考方法

(1) 受託候補者の選考について

提案書を提出した事業者を対象に、提出書類に基づく書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。

宇陀市立病院次期電子カルテシステム業者選考委員会(以下、「選考委員会」という。)が企画提案書及びプレゼンテーションの内容を次期電子カルテシステム業者選考基準により審査し評価する。

評価は価格評価、技術評価、提案評価による総合評価にて、最も高い評価を得た者を受託候補者として特定する。なお、最も高い評価を得た者が複数いた場合は、以下の優先順位で受託候補者1者を選考する。

- ① 技術評価の点数が高い者を優先交渉権者とする。
- ② 技術評価の点数が同点の場合、価格評価の点数が高い者を優先交渉権者とする。
- ③ 価格評価の点数が同点の場合、提案評価の点数が高い者を優先交渉権者とする。
- ④ 上記のいずれも同点の場合、くじ引きにより、優先交渉権者を決定する。

受託候補者として選考した者に対してはその旨を、選考しなかった者に対しては選考しなかった旨を通知する。審査内容及び審査結果に関する異議申立ては一切できない。

(2) 受託者の決定

受託候補者と契約内容等について確認・協議し、合意に至った時は、当該者を受託者として決定し、速やかに宇陀市立病院ホームページにおいて公表する。

(3) 次点者の取り扱い

受託候補者との間で、業務内容等に関し最終的な合意に至らなかった場合には、次点者と協議を行う。

11. 評価基準及び配点

評価の項目と配点については、次表に掲げるとおりとする。

(1) 評価の項目及び配点

表1 総合評価項目及び配点

評価項目	配点
① 技術評価(要求仕様書に基づく評価)	400
② 価格評価(導入金額+7年間の保守金額)	300
③ 提案評価(企画提案書及びプレゼンテーション評価)	300
合計	1,000

① 要求仕様書に基づく評価

ア. 提案者が回答した要求仕様の充足度(対応可否の回答)について、「表2 要求仕様書の評価方法一覧」に基づき採点する。

イ. 加点項目については倍の点数で採点する。

ウ. 必須項目において「対応不可(×)」の回答がある場合は失格とする。また、代替案により実現可能な場合は「○」または「△」回答とし、その代替案を必ず明記するものとする。

エ. 各評価項目について合計得点を採点したうえで、得点率に応じた採点基準により配点する。

表2 要求仕様書の評価方法一覧

対応可否の回答	回答表示	配点	加点項目
全て対応可能 オプション機能(有償)やカスタマイズによる対応も含む。(今回の費用に含む)	○	10	20
部分的に対応可能(部分的に対応可能な機能、代替案、運用提案)	△	5	10
対応不可(今回非対応)	×	0	0

$$\text{得点率} = \frac{\text{各評価項目の得点の合計}}{20\text{点} \times \text{加点項目の総項目数} + 10\text{点} \times \text{加点項目以外の総項目数}}$$

※得点率が60%未満の場合、0点とする。

表3 要求仕様書の評価項目及び配点

評価項目	配点
(1)調達基本要件	40
(2)ソフトウェア・ハードウェア基本要件	30
(3)各システムの機能要件	300
(4)ネットワーク・インフラ整備要件	30
合計	400

各評価項目(1～4)の技術評価点 = 各評価項目の配点 × 各評価項目の得点率

② 価格(導入金額+7年間の保守金額)に基づく評価

ア. システムの導入金額+既存システムからのデータ出力金額による評価

評価点の算出は、1番低い価格(導入金額+既存システムからのデータ出力金額)の見積書を提示した提案者を満点(200点)とする。その他の提案者は、以下の計算式にて価格評価点を算出する。

$$\text{価格評価点} = 200\text{点} \times \frac{\text{最低見積価格}}{\text{見積価格}} \quad (\text{小数第三位を四捨五入})$$

イ. 稼働後7年間の保守金額による評価

評価点の算出は、1番低い価格(稼働後7年間の保守金額)の見積書を提示した提案者を満点(100点)とする。その他の提案者は、以下の計算式にて価格評価点を算出する。

$$\text{価格評価点} = 100\text{点} \times \frac{\text{最低見積価格}}{\text{見積価格}} \quad (\text{小数第三位を四捨五入})$$

③ 企画提案書及びプレゼンテーション・ヒアリングに基づく評価

ア. 選考委員による企画提案書の評価及びプレゼンテーション審査にて採点する。

イ. 提案評価項目は以下とする。詳細は「提案書作成要領(別紙)」を参照すること。

A) 電子カルテシステム

- ・会社概要
- ・導入実績
- ・システムのコンセプトや特徴、期待できる導入効果

- ・コスト削減提案(今回と次回)
- ・セキュリティ対策、データのバックアップ手法・復旧対応
- ・将来性

B) システム構築及び保守

- ・システム構築体制
- ・システム構築計画
- ・システム安定稼働や障害時対策
- ・新システム保守体制

C) データ移行

- ・データ移行範囲と移行計画
- ・移行できないデータへの対応
- ・移行ミスや移行漏れ防止手法

D) その他

- ・評価項目以外の加点

ウ. 提案評価点＝各選考委員の採点の平均値（小数第三位を四捨五入）

(2) 有効数字

評価点の算出にあたっては、小数点以下2桁目までを有効とし、小数点以下3桁目で四捨五入する。

12. その他

(1) 参加者が2者に達しない場合の取扱い

提出期限までに参加申込書及び提案書の受理数が2者に満たない場合(1者の場合)においても、再公告の手続きを踏まずに選考手続きを行い、その提案内容が評価基準を満たすと認められる場合は、その事業者を契約候補者として選考し、随意契約により契約締結を行う。

(2) 契約書の作成の要否

契約書の作成を要する。

(3) 契約保証金

宇陀市契約規則(平成18年規則第44号、以下「規則」という。)第23条に定めるところによる。

(4) 契約の不締結

契約締結までの間に次の①から③までに該当する事由があると認められたときは、契約を締結しないものとする。

① 2の(9)①から⑤までに該当する者であると認められたとき。

- ② 営業活動に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が2の(9)①から⑤に該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ③ この業務の履行に係る下請契約等において2の(11)①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方とした場合において、(上記②に該当する場合を除く。)宇陀市立病院が下請契約等の解除を求め、これに従わなかったとき。

(5) 契約の解除

契約締結後、契約者について(4)の①から③までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を宇陀市立病院に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがある。

(6) 契約条項

当該契約の変更・解除により受注者に損害を与えたときは、合理的算定方法により実損額を両者で協議し、損害賠償額を定めるものとする。

(7) その他必要事項

契約書に定めのない事項については、関係法令及び規則の定めによるほか、双方協議によるものとする。